

「第340回 判例・事例研究会」

特定の相続人が相続債務を全て承継する旨の遺産分割協議が相続債権者との法的対応を当該相続人に包括的に授権する趣旨であったと解された事例

日 時	令和2年5月27日
報告者	弁護士 服部 毅

【判例】

事件の表示	事 件 名 抵当権設定登記抹消登記手続請求事件 事 件 番 号 平成29年（ワ）第37334号 判 決 東京地方裁判所平成30年1月24日判決
事 案	<p>原告とAは夫婦であったところ、株式会社である被告に対する貸金返還請求債権（以下「本件被担保債権」という。）を被担保債権として、原告とAの共有不動産（以下「本件不動産」という。）について抵当権を設定し、その旨の登記（以下「本件登記」という。）をした。</p> <p>本件被担保債権の最終弁済期から5年が経過した後、Aが死亡し、その共同相続人である原告と二人の子の間で、本件不動産のAの持分を原告が全て取得し、原告が本件被担保債権に係る相続債務を全て承継する旨の遺産分割協議（以下「本件遺産分割協議」という。）が成立した。</p> <p>本件は、本件不動産の所有者である原告が、本件被担保債権が時効消滅したと主張して、本件登記上の抵当権者である被告に対し、所有権に基づき、本件登記の抹消登記手続を求めた事案である。</p>

判 旨

1 証拠及び弁論の全趣旨によれば、Aの共同相続人間において、平成30年1月1日、本件被担保債権に係るAの債務を原告が全て承継する旨の遺産分割協議が成立したことが認められる。

もつとも、遺産分割協議による相続債務についての相続分の指定は、相続債務の債権者（相続債権者）の関与なくされたものであるから、相続債権者に対してはその効力が及ばない結果、各相続人は、相続債権者から法定相続分に従った相続債務の履行を求められたときには、これに応じなければならず、相続債権者に対し、指定相続分に応じて相続債務を承継したことを直ちに主張することはできない。

2 しかしながら、上記のような遺産分割協議をした共同相続人の合理的意思としては、特段の事情のない限り、共同相続人間において相続債務を単独で承継することとされた特定の相続人に相続債権者との法的対応を包括的に授権する趣旨であったと解され、上記特段の事情の認められない本件においても、B、Cは、本件被担保債権に係るAの債務のうちB、Cの相続分についての商事消滅時効を援用することを含めて、相続債権者である被告への法的対応を原告に包括的に授権したものと解されるから、原告は、本件被担保債権に係るAの債務のうちB、Cの相続分についての商事消滅時効も援用することができるというべきである。そして、原告の上記援用の意思表示が、本件被担保債権に係る原告の債務（本件被担保債権に係るAの債務のうち原告の相続分を含む。）だけではなく、本件被担保債権に係るAの債務のうちB、Cの相続分についても、その商事消滅時効を援用する趣旨であったことは明らかである。

3 したがって、本件被担保債権は昭和56年8月1日に時効消滅し、付従性により本件抵当権も消滅したというべきである。